

社会・地域貢献準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表十二(十三) 平二十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期積立額		1	円	翌 期	期首社会・地域貢献準備金の金額	7	円
積立限度額		2	円		繰 越 額	日本郵政株式会社法第13条第4項 ただし書の規定により基金を取り 崩した場合の益金算入額	8
〔当期の日本郵政株式会社法第13条 第2項に規定する利益金の額のうち 社会・地域貢献基金に積み立てた金額〕						同上以外の場合による 益金算入額	9
積立限度超過額 (1) - (2)		3			計 (8) + (9)	10	
当期積立額のうち損金算入額 (1) - (3)				の 計 算	当期積立額のうち損金算入額 (1) - (3)	11	
差引社会・地域貢献準備金の金額 (7) - (10) + (11)					差引社会・地域貢献準備金の金額 (7) - (10) + (11)	12	
累積限度超過額 (5)					累積限度超過額 (5)	13	
累積 限度 超過 額の 計算	差引社会・地域貢献準備金の金額 (12)	4		貸 借 対 照 表 と の 差 額 の 明 細	期末社会・地域貢献準備金の金額 (12) - (13)	14	
	累積限度超過額 (4) - 1兆円	5			貸借対照表に計上されている 社会・地域貢献準備金	15	
限度超過額合計 (3) + (5)		6			差 引 (15) - (14)	16	
				当 期 分	貸借対照表の取崩不足額 (10) - ((1) - ((15) - 前期の(15)))	17	
					当期に生じた差額の合計額 (6) + (17)	18	
				前 期 分 以 前	前期末における差額 (前期の(16))	19	

別表十二（十三）の記載の仕方

1 この明細書は、日本郵政株式会社が、措置法第57条の9（社会・地域貢献準備金）の規定の適用を受ける場合又は同法第68条の58の2（社会・地域貢献準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結

法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「期首社会・地域貢献準備金の金額7」には、当期首現在の税務計算上の社会・地域貢献準備金の金額を記載します。